

大分県報

平成三十年
第三〇一三号
八月二十八日

(火曜日)

目次

告示

生活保護法等による医療機関の指定……………一

特定非営利活動法人の定款変更認証申請(二件)……………二

大規模小売店舗に係る公示(二件)……………三

道路区域の変更(二件)……………四

道路の供用開始(二件)……………五

建築基準法による道路位置の指定……………五

大分海区漁業調整委員会告示

伊予灘海域におけるたちうお浮きはえなわ漁業の禁止……………六

採捕禁止区域におけるあさりの採捕の禁止……………六

豊前海におけるあさりの採捕の禁止……………七

かく長三センチメートル以下のあさりの採捕の禁止……………七

あわび類、うに類の採捕の禁止……………七

平成三十年度職業訓練指導員試験の実施……………八

告示

大分県告示第五百十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

平成三十年八月二十八日		大分県知事 広瀬 貞	
医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
訪問看護ステーションふじみ	医療法人博愛会(社団)	別府市北的ヶ浜町五一一九	平三〇・六・一
新森歯科クリニック	医療法人新森内科・歯科クリニック	別府市石垣東五丁目一二二五	〃
メンタルクリニック 日田駅前	葉山 清昭	日田市中央一―一二四 二〇一 号	平三〇・七・一
大分県厚生連鶴見病院	大分県厚生農業協同組合連合会	別府市大字鶴見四三三三	平三〇・八・一
やつか整形外科	医療法人明匠会	佐伯市大手町三丁目四―三	〃
有限会社佐伯調剤薬局	有限会社佐伯調剤薬局	佐伯市常盤西町一〇―一五	〃
南佐調剤薬局中央店	有限会社南佐調剤薬局	佐伯市向島二丁目一九―一四	〃
竹田市立こども診療所	竹田市	竹田市大字飛田川一六九〇―二	平三〇・八・一〇

大分県告示第五百十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成三十年八月二十八日

大分県知事 広瀬 貞

- 変更申請のあった年月日
平成三十年八月九日
- 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 大分県地域医療の研究を支援する会
- 代表者の氏名
川崎 紀則

四 主たる事務所の所在地
由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一番地 大分大学医学部附属病院総合診療部内
五 定款に記載された目的

この法人は、大分県内の地域医療研究組織及び地域医療に携わる人材に対して、精神的、技術的及び経済的な援助に関する事業を行い、地域医療の向上に寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容
事務所の所在地の変更
会員に関する事項の変更
役員に関する事項の変更
会議に関する事項の変更
資産及び会計に関する事項の変更
定款の変更に関する事項の変更
公告の方法の変更

大分県告示第五百十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。
平成三十年八月二十八日

一 変更申請のあった年月日 大分県知事 広 瀬 勝 貞
平成三十年八月十三日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 大分県医療情報通信ネットワーク
三 代表者の氏名

下村 剛
四 主たる事務所の所在地
由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一番地 大分大学医学部附属病院医療情報部
五 定款に記載された目的

この法人は、大分県内の基幹病院間の医療情報通信ネットワークの構築、診療所と基幹病院との連携を行う地域医療連携事業との協調に関する事業を行い、各医療機関の垣根を越えて患者と各医療機関をネットワークで繋ぎ患者データを共有する事業をすることによ

り医療の効率化と患者に対する医療サービスの向上に寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容
会員に関する事項の変更
役員に関する事項の変更
会議に関する事項の変更
資産及び会計に関する事項の変更
定款の変更に関する事項の変更
公告の方法の変更

大分県告示第五百十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。
平成三十年八月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 大規模小売店舗の新設に関する届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル敷戸店
大分市敷戸台一丁目三百七十番三 外三筆

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名
又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(一) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社トライアルカンパニー
代表取締役 樽木野 仁 司

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者
福岡県福岡市東区多の津一丁目十二番二号
株式会社トライアルカンパニー
代表取締役 樽木野 仁 司

3 大規模小売店舗の新設を行う日
平成三十一年五月二十九日
福岡県福岡市東区多の津一丁目十二番二号

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千五百二十五平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

建物南側 百十七台

(二) 駐輪場の位置及び収容台数

建物南側 四十台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

建物西側 百五十四平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物内西側 十九・〇立方メートル

建物内西側 十七・二三立方メートル

合計 三十六・二六立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

二十四時間営業

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

二十四時間

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

三箇所 建物敷地南側及び西側

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

二 届出年月日

平成三十年八月十日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課

2 縦覧期間

平成三十年八月二十八日から同年十二月二十八日まで

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十年十二月二十八日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工労働部商業・サービス業振興

課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第五百十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成三十年八月二十八日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 大規模小売店舗の新設に関する届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ゆめマート日田十二町

日田市大字十二町岸高五百六十四番地一 外

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名

(一) 大規模小売店舗を設置する者

株式会社 イズミ

代表取締役 山 西 泰 明

広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社 イズミ

代表取締役 山 西 泰 明

広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

3 大規模小売店舗の新設を行う日

平成三十一年四月二十六日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千三百五十平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

敷地北側 百三十台

(二) 駐輪場の位置及び収容台数

敷地北側 百三十台

平成三十年八月二十八日

大分県報(告示)

三

は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第五百十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年八月二十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて一般の縦覧に供する。

平成三十年八月二十八日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
一般国道三八七号	日田市上津江町川原字戸ノ下三八一 二番四から 日田市上津江町川原字キノノ上一〇 七六番一地先まで	前 後	二八・〇 メートル 六・二 七四・〇 八・五	一、七四〇・〇 メートル 一、七二三・五

大分県告示第五百十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年八月二十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて一般の縦覧に供する。

平成三十年八月二十八日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
県道飯田高	玖珠郡九重町大字田野字二俣木六八 〇番二七地先から 玖珠郡九重町大字田野字二俣木六七 五番四三まで	前	一六・八 メートル 五・八	五六六・〇 メートル

- 店舗建物北側中央 五十五台
 - 店舗建物北側東寄り 二十台
 - 合計 七十五台
 - (三) 荷さばき施設の位置及び面積
店舗建物東側中央 百二十二平方メートル
 - (四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
店舗建物外東側南寄り 六・二四立方メートル
店舗建物内東側南寄り 十六・二九立方メートル
 - 合計 二十二・五三立方メートル
 - 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前八時
閉店時刻 午後十一時
 - (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前七時三十分から午後十一時三十分まで
 - (三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
二箇所 駐車場敷地北側西寄り及び東側
 - (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前五時から午後七時
 - 二 届出年月日
平成三十年八月十日
 - 三 関係書類の縦覧
 - 1 縦覧場所
大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県西部振興局
 - 2 縦覧期間
平成三十年八月二十八日から同年十二月二十八日まで
 - 四 その他
法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十年十二月二十八日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。
- なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者

原中村線	玖珠郡九重町大字田野字二俣木六八 ○番二七から 玖珠郡九重町大字田野字二俣木六七 五番五二まで	後	五三・三 八・九	五四九・一
------	--	---	-------------	-------

大分県告示第五百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年八月二十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年八月二十八日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道菅原山浦線	玖珠郡玖珠町大字山浦字田代一〇一一番三から 玖珠郡玖珠町大字山浦字田代一〇〇六番二まで	平三〇・八・二八
---------	--	----------

大分県告示第五百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年八月二十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年八月二十八日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道田野庄内線	玖珠郡九重町大字田野字ヨシブ一七〇〇番七 五地先から 玖珠郡九重町大字田野字ヨシブ一七〇〇番一 四六地先まで	平三〇・八・二八
---------	---	----------

大分県告示第五百二十一号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。
平成三十年八月二十八日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

○大分海区漁業調整委員会告示

大分海区漁業調整委員会告示第十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおりたちのお浮きはえなわ漁業を禁止する。
平成三十年八月二十八日

大分海区漁業調整委員会会長

内

田

健

一 禁止区域

伊予灘海域（点コと点サを結ぶ直線、点ス、点ツ及び点セを順次結ぶ直線、点テと点トを結ぶ直線、点チと点ナを結ぶ直線並びに点サと点ス、点セと点テ、点トと点ナ及び点コと点チをそれぞれ結ぶ最大高潮時海岸線から八メートルの線で囲まれた海域をいう。）のうち、伊予灘協定東部海域（伊予灘海域のうち点ケと点シを結ぶ直線以東の海域をいう。）並びに山口県及び愛媛県の最大高潮時海岸線から一万メートル以内の海域

点ア 大分県大分市関崎
点イ 大分県国東市安岐崎沖灯浮標
点ウ 大分県国東郡姫島村姫島灯台
点エ 山口県熊毛郡上関町小祝島西端
点オ 山口県熊毛郡上関町祝島北西端
点カ 山口県熊毛郡上関町祝島西南端
点キ 山口県熊毛郡上関町祝島東端
点ク 愛媛県西宇和郡伊方町見舞崎灯台

点ケ 愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬灯台
 点コ 点ウから点エ見通し八千メートルの点
 点サ 点エから点ウ見通し八千メートルの点
 点シ 点オから点ウ見通し五千メートルの点
 点ス 点キと点クを結ぶ直線と山口県熊毛郡上関町ホウジロ島の最大高潮時海岸線から八千メートルの線との交点

点セ 点クから点カ見通し八千メートルの点
 点ソ 点ケから点シ見通し八千メートルの点
 点タ 点アと点イを結ぶ直線と点セと点ソを結ぶ直線の延長線との交点
 点チ 点アと点イを結ぶ直線と大分県国東半島の最大高潮時海岸線から八千メートルの線との交点

点ツ 点キと点クを結ぶ直線と点ソと点セを結ぶ直線の延長線との交点
 点テ 点セと点タを結ぶ直線と愛媛県佐田岬半島の最大高潮時海岸線から八千メートルの線との交点
 点ト 点セと点タを結ぶ直線と大分県大分市高島の最大高潮時海岸線から八千メートルの線との交点

点ナ 点アと点イを結ぶ直線と大分県佐賀関半島の最大高潮時海岸線から八千メートルの線との交点
 二 禁止期間
 平成三十年十月一日から平成三十一年九月三十日まで

大分海区漁業調整委員会告示第十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次に掲げる区域においてあさりの採捕を禁止する。
 ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

平成三十年八月二十八日

大分海区漁業調整委員会会長

内 田 健

一 あさりの採捕禁止区域

1 中津市地先の次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点（世界測地系）を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

点イ 北緯三十三度三十七・三八五分、東経百三十一度十一・六三八分

点ロ 北緯三十三度三十七・三二七分、東経百三十一度十一・七一八分
 点ハ 北緯三十三度三十七・四〇八分、東経百三十一度十一・七六三分
 点ニ 北緯三十三度三十七・四四〇分、東経百三十一度十一・六七〇分

2 宇佐市地先の次のホ、ヘ、ト、チ及びホの各点（世界測地系）を順次に結んだ直線によって囲まれた区域
 点ホ 北緯三十三度三十四・七八七分、東経百三十一度二十・九〇八分
 点ヘ 北緯三十三度三十四・八〇五分、東経百三十一度二十・九六九分
 点ト 北緯三十三度三十四・八四七分、東経百三十一度二十・九五八分
 点チ 北緯三十三度三十四・八三三分、東経百三十一度二十・八九六分

3 宇佐市地先の次のリ、ヌ、ル、ヲ及びリの各点（世界測地系）を順次に結んだ直線によって囲まれた区域
 点リ 北緯三十三度三十四・八七七分、東経百三十一度二十・九三六分
 点ヌ 北緯三十三度三十四・八八一分、東経百三十一度二十・九八九分
 点ル 北緯三十三度三十四・九一〇分、東経百三十一度二十・九八八分
 点ヲ 北緯三十三度三十四・九〇二分、東経百三十一度二十・九三三分

4 豊後高田市地先の次のワ、カ、ヨ、タ及びワの各点（世界測地系）を順次に結んだ直線によって囲まれた区域
 点ワ 北緯三十三度三十四・九九九分、東経百三十一度二十四・八八二分
 点カ 北緯三十三度三十五・〇一二分、東経百三十一度二十四・九三八分
 点ヨ 北緯三十三度三十五・〇四一分、東経百三十一度二十四・九一九分
 点タ 北緯三十三度三十五・〇二七分、東経百三十一度二十四・八七八分

5 豊後高田市地先の次のレ、ソ、ツ、ネ及びレの各点（世界測地系）を順次に結んだ直線によって囲まれた区域
 点レ 北緯三十三度三十五・〇三四分、東経百三十一度二十四・八七八分
 点ソ 北緯三十三度三十五・〇三九分、東経百三十一度二十四・九一五分
 点ツ 北緯三十三度三十五・〇六四分、東経百三十一度二十四・九一二分
 点ネ 北緯三十三度三十五・〇六二分、東経百三十一度二十四・八七一分

二 禁止期間

平成三十年十月一日から平成三十一年九月三十日まで

大分海区漁業調整委員会告示第十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり

あさりの採捕を禁止する。

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

平成三十年八月二十八日

大分海区漁業調整委員会会長

内 田

健

一 禁止区域

次に掲げるイ、ロ、ハ、ニ、ホ及びへの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域

点イ 中津市山国川山国橋右岸下流端

点ロ 山国川山国橋の下流側中央

点ハ 中津市旧小祝漁港突堤の先端の跡に設置した標識（共同漁業の免許の内容たるべき事項等（海面）（平成二十五年大分県告示第三百三十一号）で規定する基点第五十八号）から真方位二百九十六度二十分八十メートルの点

点ニ 点ハから真方位六度十五分一万七千メートルの点

点ホ 点ハから真方位三百四十二度四十分三十秒九千九百四十メートルの点

点ヘ 豊後高田市と国東市との境界の標識（共同漁業の免許の内容たるべき事項等（海面）（平成二十五年大分県告示第三百三十一号）で規定する基点第六十一号）

二 禁止期間等

平成三十年十月一日から平成三十一年九月三十日までの間のそれぞれ日没から日の出まで。ただし、平成三十年十月十六日から同月三十一日までの間については終日

大分海区漁業調整委員会告示第十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおりかく長三センチメートル以下のあさりの採捕を禁止する。

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

平成三十年八月二十八日

大分海区漁業調整委員会会長

内 田

健

一 禁止区域

次に掲げるイ、ロ、ハ、ニ、ホ及びへの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域

点イ 中津市山国川山国橋右岸下流端

点ロ 山国川山国橋の下流側中央

点ハ 中津市旧小祝漁港突堤の先端の跡に設置した標識（共同漁業の免許の内容たるべき事項等（海面）（平成二十五年大分県告示第三百三十一号）で規定する基点第五十八号）から真方位二百九十六度二十分八十メートルの点

点ニ 点ハから真方位六度十五分一万七千メートルの点

点ホ 点ハから真方位三百四十二度四十分三十秒九千九百四十メートルの点

点ヘ 豊後高田市と国東市との境界の標識（共同漁業の免許の内容たるべき事項等（海面）（平成二十五年大分県告示第三百三十一号）で規定する基点第六十一号）

二 禁止期間

平成三十年十月一日から平成三十一年九月三十日まで

大分海区漁業調整委員会告示第十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次に掲げる区域においてあわび類、うに類の採捕を禁止する。

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

平成三十年八月二十八日

大分海区漁業調整委員会会長

内 田

健

一 禁止区域

1 あわび類

佐伯市米水津宮野浦地先の次に掲げるイ、ロ、ハ及びニの各点（世界測地系）を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点イ 北緯三十二度五十三・六七一分、東経百三十二度〇〇・〇一四分

点ロ 点イから真方位七十度十メートルの点

点ハ 点ニから真方位七十度五メートルの点

点ニ 北緯三十二度五十三・六一九分、東経百三十二度〇〇・〇四〇分

2 うに類

津久見市大字四浦地先の津久見市大字四浦字西泊大元漁港（西泊地区）防波堤に漁業権管理者が設定した点から真方位三百二十四度五十三メートルの点を中心とする半径二十メートルの円によって囲まれた区域

二 禁止期間

平成三十年九月一日から平成三十二年八月三十一日まで

平成三十年八月二十八日

大分県報（大分海区漁調委告示）

○公 告

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条第一項の規定により、次のとおり平成三十年度職業訓練指導員試験を実施する。

平成三十年八月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 試験区分

1 実技試験及び学科試験を行う免許職種

自動車整備科

2 学科試験のみを行う免許職種

(一) 学科試験のうち、関連学科（系基礎学科及び専攻学科）及び指導方法について試験を行う免許職種

和裁科

(二) 学科試験のうち、指導方法のみについて試験を行う免許職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）別表第十一に掲げる免許職種（前記1及び2の(一)の免許職種を除く。）

二 試験の科目

免許職種	実技試験の科目	学 科 試 験 の 科 目	
		関 連 学 科	指 導 方 法
自動車整備科	自動車整備	1 自動車工学 2 材料 3 安全衛生 4 関係法規	1 職業訓練原理 2 教科指導法 3 訓練生の心理 4 生活指導 5 職業訓練関係法規
和裁科		1 裁縫知識 2 縫製法 3 安全衛生	1 和裁法 2 被服学
その他の免許職種			
三 受験資格			

試験を受けることができる者は、職業能力開発促進法第三十条第三項各号に掲げる者とする。

四 試験の免除

実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けることができる者及びその免除の範囲は、次のとおりとする。

免除を受けることができる者

免除の範囲

免許職種に関し、一級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者

実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科

免許職種に関し、二級の技能検定に合格した者

実技試験の全部

職業訓練指導員免許を受けた者

学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）

免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者

実技試験の全部

職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者

学科試験のうち指導方法

免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）に合格した者

学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）

職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者

学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）

短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（職業能力開発促進法第三十条第三項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）

学科試験のうち指導方法

<p>免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（職業能力開発促進法第三十条第三項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）</p>	<p>学科試験のうち関連学科</p>	<p>(一) 受付期間 平成三十年九月三日（月曜日）から同月二十一日（金曜日）まで なお、郵送により申請書を提出する場合は、平成三十年九月二十一日（金曜日）の消印のあるものまで受け付ける。 (二) 受付時間 午前九時から午後五時まで</p>
<p>免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（職業能力開発促進法第三十条第三項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）</p>	<p>実技試験の全部</p>	<p>2 受験申請書類 受験申請書、身分証明書、写真二枚（申請前六箇月以内に正面脱帽で撮影したものを受験申請書及び受験票に貼り付けること。）、受験資格を有する者であることを証する書面及び実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けようとする者については、「四 試験の免除」の表の上欄に掲げる者に該当することを証する書面</p>
<p>免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科</p>	<p>3 書類の提出先 大分市大手町三丁目一番一号（郵便番号八七〇―八五〇一）</p>
<p>免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科</p>	<p>4 受験手数料 次に掲げる額の手数料を大分県収入証紙で納付すること。 実技試験 一万五千八百円 学科試験 三千百円</p>
<p>学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科</p>	<p>八 受験票の送付 受験申請書の受付後、大分県商工労働部雇用労働政策課において審査の上、受験票を交付する。</p>
<p>職業能力開発促進法施行規則別表第十一の三の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者</p>	<p>同表の免除の範囲の欄に掲げる試験</p>	<p>九 合否判定の基準 1 実技試験並びに学科試験の指導方法、系基礎学科及び専攻学科のすべてについて、満点の六割以上の得点があり、かつ、学科試験のうち系基礎学科及び専攻学科の科目のすべてについて、満点の五割以上の得点がある場合は、合格とする。 2 実技試験について満点の六割以上の得点がある場合（前記1に該当する場合を除く。）は、実技試験に限り合格とする。 3 学科試験のうち指導方法について満点の六割以上の得点がある場合（前記1に該当する場合を除く。）は、指導方法に限り合格とする。 4 学科試験のうち系基礎学科又は専攻学科について、満点の六割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目の全てについて、満点の五割以上の得点がある場合（前記1に該当する場合を除く。）は、当該学科に限り合格とする。</p>
<p>五 試験の日時 学科試験 平成三十年十月三十日（火曜日）午前十時から 実技試験 平成三十年十月三十一日（水曜日）午前十時から</p>		
<p>六 試験の場所 大分市大字下宗方千三十五番地の一 大分職業訓練センター及び大分高等技術専門学校</p>		
<p>七 受験申請手続 1 受付期間及び受付時間</p>		

平成三十年八月二十八日

大分県報（公告）

十 合格者の発表

平成三十年十一月十三日（火曜日）に大分県庁舎本館一階の県民ホールに掲示するとともに、大分県のホームページに登載し、本人宛て書面で通知する。

十一 欠格者

次の各号のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

- 1 成年被後見人及び被保佐人
 - 2 禁錮以上の刑に処せられた者
 - 3 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者
- 十二 その他
- 1 詳細については、大分県商工労働部雇用労働政策課（電話〇九七―五〇六―三三三三）に問い合わせること。
 - 2 受験申請後、住所、勤務先等に変更があった場合は、直ちに大分県商工労働部雇用労働政策課に連絡すること。